

# 令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

令和7年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、食材費等の高騰を踏まえ、食事代の負担額が変わります。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から	
①	一般の方	490円	➡ 510円	
②	住民税非課税 の世帯に 属する方 (③を除く)	過去12か月で 90日までの入院	230円	➡ 240円
		過去12か月で 90日を超える入院	180円	➡ 190円
③	②のうち、所得が一定基準 に満たない方など	110円		
④	指定難病・小児慢性特定疾病の方 (②、③を除く)	280円	➡ 300円	

※ ②、③、④に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて病院の窓口提出してください。負担額が上表中の金額に減額されます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。